

令和2年12月15日掲載※
(令和2年9月8日)

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京都（法人番号：8000020130001） 代表者 内藤淳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区西新宿2-8-1 (小滝橋自動車営業所杉並支所) 東京都杉並区梅里1-14-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月6日及び令和2年7月13日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

※当該行政処分については令和2年9月8日付で公表すべきものですが、掲載作業に不備があったため公表が遅れたものです。

令和2年12月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年12月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	京浜急行バス株式会社（法人番号：4010401050085） 代表者 平位武
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区高島1-2-8 (羽田営業所) 東京都大田区羽田4-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年2月20日、行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 27点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年12月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年12月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社吉見タクシー（法人番号：2030002096701） 代表者 柳澤昇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡吉見町大字久保田122-3 (本社営業所) 埼玉県比企郡吉見町久保田122-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年11月10日及び令和2年11月17日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)